

柳井市地域ブランド認証事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、柳井市の優れた地域資源を柳井市地域ブランド（以下「柳井ブランド」という。）として認証するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事業者」とは、農業、林業、漁業若しくは製造業を営む者又はこれらの者で組織する法人その他の団体（定款、寄附行為その他これらに準ずるものを有しているものに限る。）で、原則として、本市の区域内に住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）を有するものをいう。

(認証の対象)

第3条 柳井ブランドの認証の対象となる地域資源とは、本市の区域内で生産、製造、加工及び水揚げ（以下「生産等」という。）されたもの並びに本市の区域内に存する又は区域内で伝承されているもので、次に掲げるものとする。

- (1) 一次産品（米穀類、野菜類、果実類、林産品、花き類、畜産品、水産品その他）
- (2) 加工品（米穀類加工品、麺類、野菜・果物等加工品、調味料、畜産加工品、水産加工品、菓子類、飲料その他）及び郷土料理
- (3) 工芸品（織物、染色品、陶磁器、漆器、木工品、竹工品、金工品、石工品、文具・和紙その他）
- (4) 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- (5) 無形文化財（演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産）及びその保持者
- (6) 民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民族技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件）
- (7) 記念物（遺跡、名勝地、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。））
- (8) 自然及び景観（自然景観、文化的景観及び歴史的景観）
- (9) 伝統的建造物群

(認証の申請等)

第4条 前条第1号から第3号までに掲げる地域資源（以下「特産品」という。）について、柳井ブランドの認証の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、柳井市地域ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）が別に定める期間内に、柳井市地域ブランド認証申請書（別記第1号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び認証を受けようとする特産品（以下「申請品」と

いう。)を添付しなければならない。ただし、申請時に申請品を添付することが困難又は適当でないと思えられるものについては、この限りでない。

(1) 申請者が個人である場合

- ア 柳井市地域ブランド認証申請調書(別記第2号様式)
- イ 住民票の写し(初めて認証申請を行う者に限る。)
- ウ その他協議会が必要と認めるもの

(2) 申請者が法人その他の団体である場合

- ア 柳井市地域ブランド認証申請調書(別記第2号様式)
- イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- ウ 法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿謄本(初めて認証申請を行う者に限る。)
- エ その他協議会が必要と認めるもの

3 前条第4号から第9号までに掲げる地域資源(以下「文化財等」という。)について、柳井ブランドの認証の推薦をしようとする者(以下「推薦者」という。)は、協議会が別に定める期間内に、柳井市地域ブランド認証推薦書(別記第3号様式)を協議会に提出しなければならない。

(認証の基準)

第5条 協議会は、柳井ブランドの認証に当たり、認証の基準(以下「認証基準」という。)を別に定めるものとする。

2 協議会は、前項の認証基準を定めたときは、これを公表するものとする。

3 前項の規定は、認証基準を改正する場合について準用する。

(認証の審査)

第6条 協議会は、第4条第1項に規定する柳井市地域ブランド認証申請書又は同条第3項に規定する柳井市地域ブランド認証推薦書の提出があつたときは、前条第1項の認証基準に基づく審査(以下「認証審査」という。)について、柳井市地域ブランド認証審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。

2 審査会は、前項に規定する諮問があつたときは、認証審査を行い、その結果を協議会に報告するものとする。

(認証の決定)

第7条 協議会は、前条第2項に規定する認証審査の結果報告に基づき、認証の適否を決定したときは、認証の対象が特産品にあつては、その結果を柳井市地域ブランド認証審査結果通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証することの通知を受けた申請者は、協議会が指定する日までに柳井市地域ブランド認証に係る誓約書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

3 協議会は、前項の規定による誓約書の提出があったときは、当該申請品を柳井ブランドとして認証し、当該申請者（以下「認証事業者」という。）に対して柳井市地域ブランド認証書（別記第6号様式）を交付するものとする。

4 協議会は、前条第2項に規定する認証審査の結果報告に基づき、認証することを決定した文化財等に所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下「所有者等」という。）が存するときは、あらかじめ柳井市地域ブランド認証同意書（別記第7号様式）により当該所有者等の同意を得なければならない。

5 協議会は、前項の規定による同意書の提出があったときは、当該文化財等を柳井ブランドとして認証し、当該所有者等に対して柳井市地域ブランド認証書（別記第6号様式）を交付するものとする。

（認証の公表）

第8条 協議会は、前条に規定する認証の適否を決定したときは、認証することとした特産品、文化財等（以下「認証物」という。）について、次に掲げる事項を公表するものとする。

（1）認証物の名称

（2）認証物のうち特産品については、認証事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（3）認証物のうち文化財等については、所有者等が存する場合は、当該所有者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（認証の有効期間）

第9条 特産品に対する認証の有効期間は、認証した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 文化財等に対する認証の有効期間は、特にこれを定めないものとする。

（認証の更新）

第10条 前条第1項に規定する認証の有効期間が満了となる場合において、認証の更新を受けようとする認証事業者は、協議会が別に定める期間内に、柳井市地域ブランド認証更新申請書（別記第8号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項に規定する柳井市地域ブランド認証更新申請書の提出があったときは、当該認証事業者に対して柳井市地域ブランド認証書（別記第6号様式）を交付するものとする。

（認証登録料）

第11条 認証事業者は、認証に係る登録料を納めることを要する。新規の登録料は、1認証物につき1万円とし、更新時の登録料は、1認証物につき6千円とする。ただし、会長が特別な事情があると認めるときは、これを減免することができる。

（認証内容の変更）

第12条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、柳井市地域ブランド認証申請事項変更届出書（別記第9号様式）により、速やかに協議会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所所在地）を変更したとき。
- (2) 認証物の名称を変更したとき。
- (3) 認証物の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (4) 認証物の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) その他認証申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。

（柳井市地域ブランドマークの表示）

第13条 認証事業者は、別に定める柳井市地域ブランドマークを、認証物の包装若しくは容器又は認証物を生産し、若しくは販売する事業所等に表示することができる。

（調査及び検査）

第14条 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる方法により、認証物の調査及び検査を行うことができる。

- (1) 認証物の生産等を行う事業所等への立入検査
- (2) 認証物の成分その他の表示内容に係る品質検査

2 協議会は、前項第1号に規定する立入検査に当たっては、あらかじめ認証事業者の同意を得るものとする。

（認証基準遵守のチェックと責任の所在、事故等への対応）

第15条 本事業は、認証事業者の意思による申請を前提に、自主申告及び自主管理を原則とすることから、認証物に問題が生じた場合の責任は、認証事業者自身に帰属するものであり、認証物の流通、販売、消費又は使用において事故等が発生したときは、認証事業者が一切の責任を負うものとする。

2 認証事業者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときは、速やかに協議会に連絡するとともに、協議会の指示があったときは、その報告書を協議会に提出しなければならない。

3 協議会は、認証物の苦情等を受け付けたときは、速やかに認証事業者に対しその内容を連絡し、認証事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を協議会に報告しなければならない。

4 協議会は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとする。

5 協議会は、前項の公表により、認証事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

（認証の取消し）

第16条 協議会は、認証物又は認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条

第1項の認証を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項の認証基準に適合しないと認められたとき。
- (2) 虚偽の申請に基づき認証を行ったと認められたとき。
- (3) 認証物の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他柳井ブランドの認証に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

2 協議会は、前項に規定する認証の取消しを行ったときは、柳井市地域ブランド認証取消通知書（別記第10号様式）により、その旨を当該認証事業者に通知するとともに、必要と認める場合は、当該認証物及び当該認証事業者を公表することができる。

3 第1項の規定により認証の取消しを受けた認証事業者は、その取消しの日から1年を経過しなければ、新たな認証を申請することができない。

（認証事業者の責務）

第17条 認証事業者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認証物の素材、製法、技法、品質又はデザインを維持するよう努めなければならない。

2 認証事業者は、認証物の生産等及び販売を通じて、柳井ブランドの認証に関する普及及び啓発に協力するよう努めなければならない。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月10日から施行する。